

## 指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

【施設名:丹波市立青垣パラグライダー練習場】

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定	所管課意見	
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	本施設は、合併前から兵庫県の所有地を無償借地して、初級用パラグライダー練習場として整備し、パラグライダーをはじめとするスカイスポーツの振興を図っているものであり、公の施設として管理し、指定管理者制度の導入は可能である。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により、施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	スカイスポーツの性質上、危険を伴うことから、専門知識や技能をもつ民間事業者等による指定管理を継続することがふさわしく同種の事業者が存在するため、指定管理者制度の導入が可能である。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により、費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	○	民間事業者等の有するノウハウを活用し、また近隣の上級用フライト場と連携活用するなど、創意工夫を行うことで、利用料金により運営を行うことができる。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行うことができる。	○		
指定管理者制度導入判定		(委員コメント) 指定管理者制度の導入が適当と認める。	○	(見直し等の場合、時期について記載)	